

第2回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

○ 開催日 平成16年3月2日（火）

○ 開催場所 阿仁町ふるさと文化センター

○ 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 題

（1）協 議

協議第 9号 合併の方式について

協議第10号 合併の期日について

協議第11号 新市の事務所の位置について

協議第12号 新市の名称について

協議第13号 新市名称選考小委員会設置規程（案）について

（2）提 案（次回の協議事項）

協議第14号 財産の取扱いについて

協議第15号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

5. 次回の開催日について

6. そ の 他

7. 閉 会

○ 出席委員等

鷹巣町長	岸 部 陞	、鷹巣町議会議長	清 水 修 智、
鷹巣町議会議員	簾 内 順 一、	鷹巣町議会議員	鈴 木 茂 雄、
鷹巣町	檜 森 正	、鷹巣町	今 野 實
鷹巣町	和 田 テエ子		
合川町長	佐 藤 修 助、	合川町議会議長	和 田 勇 治、
合川町議会議員	土濃塚 謙一郎、	合川町議会議員	松 橋 三 郎、
合川町	成 田 道 胤、	合川町	小笠原 聡
合川町	鈴 木 孝 子		
森吉町長	松 橋 久太郎、	森吉町議会議長	庄 司 憲三郎、
森吉町議会議員	桜 井 忠 雄、	森吉町議会議員	春 日 一 文、
森吉町	佐 藤 金 正、	森吉町	片 山 信 隆、
森吉町	畠 山 愼 咲		
阿仁町長	濱 田 章	、阿仁町議会議長	山 田 博 康、

阿仁町議会議員 山 田 賢 三、阿仁町議会議員 小 林 精 一、
阿仁町 佐 藤 昭 春、阿仁町 三 杉 営 子、
阿仁町 菊 地 忠 雄

○欠席委員

秋田県北秋田地域振興局長 石 井 護

○ 出席幹事

鷹巣町 助役 恵比原 脩 、まちづくり政策課長 村 上 儀 平
合川町 助役 工 藤 博 、総務課長 松 岡 宗 夫、総務課主席課長補佐 杉 渕 敬 輝
森吉町 助役 柴 田 信 勝、総務課長 加 賀 隆 久、企画観光課長 奈 良 尚 里
阿仁町 助役 吉 田 茂 、総務課長 松 橋 賢 悦、財務課長 鈴 木 美千英

○ 事務局

事務局長 斎 藤 彦 志、事務局次長 佐 藤 満 ほか

○ 会議の経過について

14:00 開会

事務局：ご来場の皆さん大変ご苦労様です。ただ今より、ご案内の第2回を迎えます鷹巣阿仁地域合併協議会を開催したいと思います。それでは早速、岸部会長からご挨拶宜しくお願い致します。

岸部会長：皆さん、ご苦労様です。今日が第2回目の会議となりますけれども、4基本項目、8群の46項目、更に1,263の事務事業に関する統一を検討して行かなければならない訳です。それにつきまして、今月の12、13日、4町の職員が集まりまして、9つの専門部会とそれから35の分科会を実施致しまして、いろいろと作業に入っております。本日は協議会の中でも、基本項目を始めとする5項目につきまして、ご協議いただきたいと思います。次の日程につきましては、まだ町村に色々事情があるようですけど、おおよその日程とそれに係る3項目につきまして、お諮りしたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

事務局：それでは会議に先立ちまして、本日の出席委員の数をご報告させていただきます。本日は1名の委員の欠席を受け承っておりますので、本協議会規約第10条第1項の規定によりまして、会議が成立したことを皆様にご報告申し上げます。それでは規約によりまして、会長が会議の議長となりますので、宜しく進行の程お願い申し上げます。

岸部会長：早速でございますが、会議に入る前に本日の議事録署名委員をお願い致したいと思えます。開催地の委員で2号と3号委員の方としておりますので、2号委員の山田博康委員と3号委員の佐藤昭春委員をお願い致したいと思えますので、宜しくお願い致します。それで

は、最初に、協議案件の第9号合併の方式について、をお諮りしたいと思います。事務局からご説明願います。

事務局：それでは、協議第9号合併の方式について、前回配布している資料の2ページでございます。調整の内容でございますけども、鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする、というふうな調整内容でございます。その下には任意協議会の調整素案というふうに載っております。あと2ページ、3ページ、4ページは、それぞれ資料添付しております。ということで合併の方式について、ご協議を宜しくお願いしたいと思います。

岸部会長：それではいろいろご審議願う訳でございますけども、ここは議会と違いまして審議・決定というふうなのではなく協議会でございますので、いろんな意見を出していただいて、その中から集約したものを求めていくという方式でございますので、是非いろんな意見をまず出していただきたいと思います。宜しくお願いします。どうぞ、ご発言の程をお願いします。どうぞ、小林委員さん。

阿仁町小林委員：基本的な事ですけれど確認したいと思います。平たい言葉で言いますと、対等合併ということで理解していいですね。

岸部会長：そういう事です。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

分かりました。はい、どうぞ。

阿仁町佐藤委員：民間委員という立場から発言させていただきたいと思います。今この新設合併、編入合併、これの説明があった訳でございますが、この新設合併に対しましては、新設合併は対等合併と、編入合併は一般にいわれている吸収合併ということになると思います。この新設合併、つまり対等合併に対しましては、一般の住民の方々、私を含めてでございますが、非常に大きい期待をしておる訳でございます。単に今日の案件は、この2つの合併の体系的な相違点を示しておるものでございますが、一般的にはこの対等という言葉に、一般の住民の方々は大い期待をかけておる訳でございます。ということは行政的なものも含め、そしてまた色々な合併の条件、これが同々対々に行われるのではなかろうかと。したがって均衡のとれた施策、そしてサービス、これを期待しておるものと思っております。対等という言葉の意味ですね。その背景には特に中心から外れた周辺地域、本町のように最南端に位置する町の住民にとっては、アンケートの中にありましたように、寂れると、その様な懸念、不安がある訳でございます。当然この期待の背景には、その様な原因があるはずでございます。したがって、これは議案の提案の関係になる訳ですが、全てこの議案が、つまり何と言いますか、今回の議案を含めまして議会の議案もここに示されておる訳でございます。したがって、この前回の協議会の内容と関係なく、つまり適当な言葉ではないと思いますが、目的を達成するために外堀を埋めるような、つまりマニュアルにしたがっただけの議案、提案だと、

このような感じも受ける訳でございます。というのはアンケートの結果、それから今までの説明会の中での住民の要望、そういう住民のサービスに関する議案が、果たしてどのような議案に盛り込まれてくるものか、ここら辺が分からない訳でございます。したがって、この議案の提出が、マニュアル通りだということではないと思いますが、このような協議会の内容を踏まえて提案されておるものか。それから、民意を反映するという議案が、まちづくり計画の議案になるものかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。規定によれば、事務局なり幹事会の中でこの提案の事項があるはずでございますが、理事会なり事務局でも結構でございます。そこら辺をお伺いしたいと思います。

岸部会長：分かりました。私が答えますけど、事務局でも補足することあったら言って下さい。

これはですね、先程もお話致しましたけれども、この流れというふうなのは、まず一番基本的にやるのは分科会であって、それから専門部会で、それから幹事会で審議されてくる訳です。その中で4町長たちの会談がありまして、そこで大きなものは審議いたします。4町長で審議したものを幹事会の方に降ろす。そして、幹事会で揉んだものがここに出てくる。ですから、流れとしては必ず前の会議の時に、次に審議していただく案件につきまして、今日の5つの事は先回すでにお渡ししております。ですから、そういうふうな事で皆さんそれぞれ地域、あるいはいろんな関連の所で、地域外の方たちともいろいろ相談あるいは勉強してきて、ここでそれを出していただいて、そして方向を決めていく、決議していくというような、この議事の進め方な訳でございますね。ですから、今おっしゃった様な、勿論この地域の事も考えての事を出して来ている訳でございますけども、流れとしてはそういう流れでございますので、勿論マニュアルは私たちの先輩がいろいろ合併を進めてきている所がありますから、そういうところの進め方、いいところにつきましては事務局で全部収集しまして、そしてそれをこちらに反映して、スムーズに行くように進めておるところでございます。事務局の方で補足して下さい。

事務局：第1回目の協議会の時に、全体のスケジュールの概要についてご説明しましたけれども、その中に最初にどういうふうなことを協議する、これをA群からH群までいろんな項目があった訳です。徐々に住民が必要なサービス、それから使用料とか手数料、そういうふうな細部のそれぞれのA群とかB群というふうな形で一つまとめながら、今後法定協議会の中で随時協議される訳でございます。以上の段階が今後随時行われるということでございます。

岸部会長：はい、佐藤委員。

阿仁町佐藤委員：流れとしてそれは分かる訳ですが、現に今日出されたこの議案も、合併の方式も9号議案ですな。10号議案の合併の期日、11号議案の新市の事務所の位置につきましても、これは特例法なり地方自治法なりに基づいて、でき上がった議案だということでございます。したがって私、いま発言したのは住民のサービス、つまりそのアンケートに答える住民のいろんな不安、懸念、要望があった訳ですな。それに応える議案が、まちづくり計画ですかという事ですが、そういう事でしょう。

岸部会長：事務局の方で何かありますか。

事務局：事務局次長の佐藤でございます。先程、局長から説明しましたが、スケジュール表を第1回の時にご説明しまして、その中に例えば使用料とかそういう住民に身近なものは、例えばこれですと4月に提案します、あるいは新市まちづくり計画ですと7月に提案しますということ、ここに書かせていただいております。それで今日の合併の方式については、地方自治法で定められたスケジュール通りでないかとおっしゃられましたけれども、地方自治法で決めてるものは当然決めなければいけませんから、ここに書かせて頂いております。それで新設合併と編入合併を選ぶ事によりまして、今後の進め方がまったく違いますので、まずどちらを選びますかと、それによって皆さんの方に提案していく提案内容が違うということです。順を追って提案させていただくという形を取らせていただいております。以上でございます。

岸部会長：宜しゅうございますでしょうか。それでは、どうぞ。

阿仁町濱田副会長：ただ今佐藤委員がご質問になったのは、合併そのものの基本的な根本的な意義から問い直される質問だなど、私はそう思った訳なんです。それで、この様な社会環境、一般の世の中の流れといったものからいって、どのようにしてこのまちを作っていくのだろうか、これが一番大きい課題であった訳なんです。そこから出発して、じゃあ自分の町だけ、村だけ頑張っていくかという自立の方向と、それからやっぱり数町、数村が集まって力を合わせて合併特例法に則ってやっていった方がベターかどうかといったもので、それぞれの市町村がかなり勉強を続けてきた結果が、まず4町でもって合併をしていきたいと思いますというので、任意合併協議会をはじめて検討を重ねてきた訳なんです。その事で一番大事なことは、やっぱり4町でもって鷹巣から阿仁までの4町がどういうまちを作るのかと、どういうサービスをやっていくのかと、そういうまちづくり建設計画を作るのが、この任意合併協議会並びに法定合併協議会の一番大きい仕事になってくる訳なんです。その場合の計画の拠り所が、一番先に出たところの合併方式といったものについていま提案があって、そうして編入かまたは新設かとかいったものを、いま改めて第1号の議案で取り上げた訳なんです。これは新市の場所だとか名称だとか、それはいわば手段である訳なんです。問題は、いま佐藤委員が言った様に、どういうまちが出来てくるのかと、そこに一番重点を置かなければならない問題だと。これがこれからの大きい仕事になるだろうなと思います。以上です。

岸部会長：宜しゅうございますか。他に、どうぞ。

合川町成田委員：合川の成田です。ちょっと些細な事ですが、事務局に確認したいと思います。提出月日が16年2月9日提出になっておりますが、この日にちで宜しいでしょうか。

岸部会長：はい、事務局どうぞ。

事務局：第1回の時に、この9号から13号について提案していますので、あくまで提案月日は2月9日というふうな事でございます。

合川町成田委員：そうすると、今後とも提案した議案を出された日が、提案日だという解釈で宜しいですね。

岸部会長：そうですね。

合川町成田委員：一般的には、今日の会議でするので今日提案するのが普通だと思いますが、そういう考え方で行くとすれば、そこでそういう形で宜しいと思いますが、そこをもう一回確認したいと。

岸部会長：事務局の方で。

事務局：はい、それで結構だと思います。

岸部会長：他にございませんか。今ちょっと外れておりますけども、9号につきまして。はい、松橋委員さんどうぞ。

合川町松橋委員：この9号議案ですけれども、私は賛成の立場で申し上げる訳ですが、対等合併にしろ新設あるいは編入とか、合体合併というようなところもあるようですが、まず原則的に申し上げますと、これはどういう合併にしろお互いの間に優劣がない、心を一つにするというのがまず原則な訳ですから、私はまずこの9号議案はこれでいいと、賛成の立場から発言致します。

岸部会長：ありがとうございました。他にございませんか。宜しいですか。そうすると新設、対等合併というふうなことで宜しい訳でございますね。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。その様に確認させていただきます。それでは、続きまして協議第10号の合併の期日について、事務局の方から説明願います。

事務局：協議第10号の合併の期日でございます。資料の8ページ、調整内容は平成17年3月31日以内を目標とする、というふうなことでございます。宜しくご協議の程をお願い申し上げます。

岸部会長：ただ今の10号につきまして、ご意見がございましたら。はい、どうぞ。小林委員さん。

阿仁町小林委員：2月9日の法定協の初日の時にも申し上げましたが、ここ2、3日の新聞報道を見てもお分かりのように、昨年の秋の地方制度調査会の答申を受けて、現内閣はこの3月の上旬に合併特例法、合併推進法、地方自治法を改正する事になってございます。その中で、特に私どもが感心あるのは17年3月31日にこだわるっているのは、それまでに合併した地域に対しては財政的な優遇措置を講ずるということが、前提問題としてある訳ですね。ところが、今国会で提案する中身の一つには、来年の3月31日までに県に合併を申請して、実施合併がその後1年以内に行われても、財政的な優遇措置を講ずるという経過措置を設けるとなってるんですね。その事について、やはり私は現段階においてですね、少なくとも法定協の立ち上げも時期的に遅いし、スケジュールも非常に過密ですし、少なくとも法定協を立ち上げた以降最低でも20カ月必要だということに、もう13カ月よりない訳ですね。それから今一つ私が懸念しているのは、合併して4万余を越える人口一人ひとりの情報をインプットしていく、電算システム一元化というんですか、その作業が膨大なると思います。それから、合併しますと非常に広い行政区域になりますね。秋田県の10分の1に当たる広域ネットワークの構築という問題も、これ大変だと思います。光ファイバーを使ってやるつもりのようなですけども。ただ私が懸念するのは、物理的に時間的に大変だと。というのは、来年の新年早々には、いま言った電算システムの一元化に向けて、恐らく最終の検証段階に入っていくと思います。その段階でそのシステムをですね、エンジニアそのプロの方々にですね、そういう人にだけしかやれない仕事が出てきます。この資料の9ページを見ても分かるように、秋田県10カ町村の内8町村がですね、8地区がですね来年の3月に合併するとなっておりますね。そうしますと、全県規模でそういうプロパーが必要になるということ、その人材確保が恐らく大変だろうというのが一般報道されてございます。それも全国的な規模で、そうしたシステムエンジニアですね、求めるのは不可能だといわれております。したがって、私は少なくとも来年の3月31日にこだわるのは、さっき言ったように、財政特例法の恩恵を浴すがためのタイムリミットとしましたら、今回の法律で一年先送りして実施合併をしても、その財政の優遇措置を講じられるという面、やはり動向も勘案しながら期日を設定して欲しいと。できたら、来年の3月31日が厳格な絶対的なタイムリミットでなくして、弾力的にそれを先送りする事もあるということですね、含みながらの設定にして貰いたい。というのは、すでに2～3日前の新聞報道によりますと、八郎潟の湖東協の五城目、井川、昭和町では議員の在任特例を巡って、在任特例は合併の期日設定後に決めると先送りしてありますが、その段階で議論されておるのは5月頃まで期日をもう少し見極めよう、国の動向を見極めて最終合併期日を決めようとする動きが出てきているということ。そういう事からしても、来年の3月31日にこだわることはないと思います。また、阿仁町の地域性だと思いますけど、合併して一番不利を囲むのはハッキリ申しまして、手前味噌でけど阿仁町です。役所が遠くなる、サービスが悪くなる。外れの町だから押し込まれてしまうという不安がいっぱいある訳です。それから今一つ、170～80名、役場関係の従事している職員方ですね、こういう人がいるから町の商店街、地域経済を維持されてるのが実体な訳です。役場が休みの時は、シャッターを降ろしている商店もあるんですよ。その人たちは、役場が無くなられてそのシャッター降ろす日が永久に繋がっていくという、直近の不安を抱えてる訳です。したがって、そういう住民不安、不利な状態になることをですね、できればせっかくの法律で

1年延長があるとしたら、できるだけ先送りして欲しいというのが私の願いですので、その辺を汲み取っていただきながら、判断して欲しいと思います。幹事会とか何処になるのでしょうか。この期日設定する段階で、やっぱり国の法律の動向がですね、議論されたかどうかということと、それから会長さんにお伺いしたいのは、国のそういう1年間の経過措置というものをですね、どのように受け止めてるか、その辺をどうかご説明いただければありがたいと思っております。

岸部会長：分かりました。確かに今度の国会でですね、そういうふうな流れになるというふうなのが報道されております。ただ、私たちはこれを準備会から任意協議会を立ち上げてきたときの目的も、17年3月31日というふうなのを目指して進んできました。ですから、私は敢えてここで緩める必要はないと、私はそう思っております。どうしても時間を掛けなければならないのは、いずれ出てくると思います。その時は考えて、今から先送りするのを考えておくのは、かえってもっと遅れることになるのではないかとこう思っております。私は今の段階ではこれでいいのではないかと考えてます。事務局の方で今の事についてどうぞ。

事務局：幹事会の中では、いろいろこの新しい法律改正について話しはしていますけれど、現行通りに行うということでは話しを決めております。

岸部会長：佐藤さん、どうぞ。

阿仁町佐藤委員：これに関連して2点ほどお伺いしたいと思います。一つは事務局の方からお願いしたいですが、2点目は専門である会長さんにお伺いしたいと思います。第1点目ですが、この特例法の適用の延長に関してましては、前回も話題になった訳で、いま小林委員から質問があったので省略しますが、第1点は17年3月31日合併となれば、当然これは出納閉鎖前の合併になる訳であります。4町はいろいろ調整していると思いますが、影響ないと思いますが、そこら辺を事務局から一つお伺いしたいというふうに思っております。それから2点目ですが、昨年行われたアンケートの調査結果、新しい市になった場合どのようなまちづくりを進めるべきかというこの質問に対しまして、保健、医療、福祉の充実率は50.3%、これは4町合わせてトップであった訳です。それぞれの町でも、この問題はトップであった筈でございます。したがって、これはやはり地域の重要な医療機関の3つの病院の将来が不安定だと、将来が見えないと、不透明だと、これも大きい原因の一つではなかろうかなと。阿仁の町の場合は57.5%、これは先程もちょっと触れましたが、合併すれば周辺地域になるという、寂れるという声、不安もあったと思いますが、4町共通していえることは、やはり3つの病院の将来が見えないと、不透明だと、これが大きい原因になっているのではないかと、こういうふうに思っております。勿論これは病院に関しては、地域の住民の健康、そしてまた人命に関わる病院問題は、重要な問題である訳でございます。したがって、この合併にあたってはこの問題は決して先送りしないで、やはり結論を出した中で合併すべきだということに思っておりますが、この見通しを専門である会長さんに一つお伺いしたいと、こういうふうに思っております。

岸部会長：それでは、私の方から先にお答え致します。アンケートで確かに医療福祉問題が、非常に大きな合併のための住民の皆様の関心事であると、やって貰いたいというふうな問題で出ましたけれども、そういうためにも出来るだけ早くこの会で出来上がった市の姿というふうなのを、医療だけでなくていろんなのを含めて出す必要があると思うんですね。その上で、また場合によっては住民、あるいは当然のように各町の議会において審議されて判定されて来る訳ですから、そういう意味でも私はいまのところ、3月31日というふうなのを目指して、出来るだけ早く住民の皆さんたちに姿を見せれる様にしたいものと、こう思っております。それから、病院問題につきましては今日の審議の中には入ってない訳でございますけれども、いずれこれは入ってですね、あれは確かG群のところだと思いますが入っておりますので、その中で審議して頂く、福祉の中で審議して頂く事になります。以上です。事務局の方で。

事務局：一つ目の関係でございますけれども、17年3月31日というふうな設定をしておりますので、その間、法律上では決算なり出納閉鎖なりいろんな事がそれぞれ示されて、やらなければならないようになっておりますので、各町でそれについては対応出来るものと考えております。

岸部会長：はい、宜しゅうございますか。他にございませんか。はい、春日委員。

森吉町春日委員：森吉の春日です。いま小林委員からいろいろお話がありました。確かにおっしゃる通りだと思いますが、現在の合併特例法は17年3月31日までと決まってる訳ですね。情報によりますと、これが延びる様な情報もありますけど、現時点の法律はあくまでも17年3月31日でありまして、これが我々が期待する様に延びた段階でですね、変更するということも可能でありますし、いま我々が考えるべき事は、現行法内で可能な限り追求するという目標を定める訳ですから、私は原案に賛成です。

岸部会長：他にございませんか。

（「なし」の声あり）

宜しゅうございますか。今の段階では17年3月31日以内というふうなことを目指す、ということで宜しゅうございますね。それではその様にさせていただきます。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、その次の協議の第11号につきまして、事務局から説明下さい。

事務局：それでは12ページをお開きになって下さるようお願いしたいと思います。新市の事務所の位置というふうな協議事項でございます。調整の内容については、新市の事務所の位置は新庁舎建設までの間、北秋田郡鷹巣町花園町19番1号とする、というふうに提案します。それで12、13ページにはそれぞれの現在の町の状況、13ページは法令について、そ

れから 14 ページを一つお開き下さい。4 町長会談を含め、幹事会を含めて、総合支所方式で提案をということにしております。これも管内の住民サービス全般にあたる事務は現役場をそのまま残し、新庁舎建設までの間、管理部門や各部門の総括事務は鷹巣町に置き、これを本庁とするということで、それぞれ元の各役場が支所という形の設定です。ですから、分庁方式とか本庁方式ではありません。あくまでも総合支所方式というふうな事で、ご提案をしているような訳であります。以上でございます。

岸部会長：説明があった訳でございますけども、はい、どうぞ。

合川町和田委員：合川町の和田でございます。このご提案は、よく理解できる訳です。経過措置としてはこの通りだと思いますので、これは良とする事にしても、まず9月の各町村の議決までの間には、どこどこにすると明文化しないと、それぞれの議決が出来ないのではないかなという気持ちです。したがって、いつ頃を目途にそういう議論をするのか、具体的にお知らせ願いたいと思います。それからもう一つ、分庁方式かあるいは総合支所方式でやるというふうなことでありますが、この方の議論についてはこの段階で議論するのか、あるいはC群のナンバー12に事務組織及び機構の取り扱いというものがある訳ですが、そういった段階で議論が進むのか、46項目の中にそういった庁舎の方式についての問題がないので、そういったことについても併せてご説明願います。

岸部会長：はい、それでは事務局の方から。

事務局：ただ今ご質問あった関係ですけれども、法定協議会でございますので、あくまでも決めるのは法定協議会の中でございます。その中で議論しながら、そして決定するというふうな事でございます。

岸部会長：いつ頃。

事務局：そして、いつ頃を目途にするかというふうなお話でありましたけれども、それぞれ各議会のいろんな意見もありますし、それについては各議会、町ごとに話しをしながら、ある程度煮詰まった段階で法定協議会の中でやります。これについては、まちづくり計画もありますので、その最終が7月、8月というふうな計画の設定があります。その前の段階では決定して頂きたい、というふうには思っております。

岸部会長：ですからその時期をね、こちらの方に出す時期がいつかというふうなのが和田さんの質問です。

事務局：時期については、今後協議するんですけれども、6月でも5月でもそれぞれ話しは協議会の中で出てくると思います。事務所の利用方式につきましては、今回の提案で協議していただくことになります。それで 14 ページ見ていただきますと、総合支所方式という方式の

方も提案させていただいております。

岸部会長：はい、和田委員どうぞ。

合川町和田委員：よく分かる訳ですが、いま出しているその分庁方式あるいはそういったものについて、今やるというふうな事ですが、これはいわゆる任意協議会で調整をした結果によって、この様な事になっている訳で、その位置とかそういったものがはっきりすると、そういう方式も変えざるを得ないような事態が出てくるのではないかというふうな事です。したがって、これはあくまでも仮のそういう事ではないかという懸念を持っている訳ですけども、その点について伺います。

岸部会長：これは、新市庁舎は別で協議する訳ですけども、庁舎につきましては、それまでは勿論仮の事務所です。書いてある通りです。

合川町和田委員：だから、いいですよ。いいですけども、あくまでの出来るまでの間の経過措置ということでしょう。

岸部会長：そうです。

合川町和田委員：そうすると今の分庁方式、あるいは総合支所方式も並行して変わるべきではないかということです。

岸部会長：事務局で答えて下さい。

事務局：事務局としての今回の提案ですけども、今ある4町それぞれ一旦総合支所という形にしまして、その上に本庁としまして、当分の間鷹巣町に置くという提案でございまして、これは、合併後も4町の役場の利用方式は変えるつもりは今のところはない、その様にご理解いただければと思いますが。

岸部会長：宜しゅうございますか。理解していただければ。

合川町和田委員：何処に庁舎が出来るかによって、本庁方式にしてそして支所があってもそういうような事にしてやらないと、ただ不便だとか何だかんだということではなくて、住民サービスの点で非常に問題があるのではないかということを考えるから、やっぱり庁舎の位置と非常に関連あると、私はそう思っています。

岸部会長：分かりました。本庁舎をいつ審議するかというのが、一番問題だということでしょう。それを事務局ではいつ頃に設定しているかと。先程の話だと5月か6月頃だと。それを幹事会その他で協議した上で、ここに上げますという事でしたね。宜しいですか。違っていた

ら言って下さい。

合川町和田委員：さっき各町村議会の思惑とかいろんなそういうこともあるので、そういう事を考えてやりたいという、非常に協調的なお話がありまして、よかったなと思ってる訳なんです。具体的には事務段階に進むとすれば、どういう方法で各町村との整合性を図るのか、併せてお聞かせ願いたいと思います。

岸部会長：事務局の方でお願いします。

事務局：現在のところ、新庁舎を協議する場となりますのは、新市まちづくり構想の中になると思っています。その中の事業計画の中に、新庁舎建設するとすれば、それが入ってくることになると思いますので、提案の時期としてはそうだと思いますけれども、その段階で庁舎の位置まで合意出来る形になるのかどうかにつきましては、まだ検討に入ってございませんし、各町の意見等聞いてございませんので、場所自体については、まだ具体的になってございません。

岸部会長：宜しゅうございますか。はい松橋委員さんどうぞ。

合川町松橋委員：事務局の方にお伺いしますが、合併の構想計画が進んで、県に申請の段階になった時には、その新庁舎の位置というものが盛り込まなくともいいものかどうか、その点をお聞かせ願います。

岸部会長：事務局、答弁。

事務局：県に提出する新市まちづくり計画には、新庁舎建設の位置は盛り込まなくとも結構でございます。

岸部会長：宜しゅうございますか。他にございませんか。

合川町和田委員：基本4項目を決めなくてもいいのですか。

岸部会長：基本項目、それをいま決めなければだめですね。だから今それをやっていますけど。

合川町和田委員：本来は仮のそういうものではなくて、県に申請する際には出さなきゃならない。だから、そういう考え方でいいものかどうかということです。

岸部会長：申請する段階には、決めて出さなければだめです。

合川町和田委員：でも、いま違うって言いましたよ。

岸部会長：誰が言いましたか。

事務局：事務所の位置、これをを何処にするか等につきまして、新庁舎を建てる場所につきましては、県の方に特段出す必要はございません。

岸部会長：今の段階ではそうですが、最終的な時には出さなければだめでしょう。新市、合併するとなった時には。そこを整理して、今の仮の事務所と、それと本庁舎の時期、これはいつどのようにしていくかを、はっきり教えて下さい。はい、どうぞ。

阿仁町山田(博)委員：今の議論を聞いてるとね、ただ合併するということは判明してるけども、新庁舎を建設するまでの間だったですよ。そうすれば、合併して必ず新庁舎を建設しなければならないかどうか、ということの議論をまずしなきゃならない。新庁舎の場所は、新しい庁舎を建てるまでは鷹巣に置くというふうになってるでしょ。だから申請の段階では、それでなんの問題もない訳ですよ。そこで噛み合わないのだから、要は合併するということは、イコール新しい庁舎を必ず建てるのかどうかという事の合意形成が、ここでまずされないと思うんですよ。あの古い庁舎でも何ら問題がなくて、これから財政状況が逼迫する中で、合併して新しい庁舎作らなければならないという議論でなくて、要するに効率のいいところを使えば、それで行政事務は進められれば何の問題もないと。だからそこを、この協議会なり合併協がね、新しい市が出来たら新しい建物に入らなきゃならないという事が全員の合意なのか、そういう事がなんら必要ない、二の次、三の次なのか、そこを一つきちんと確認していかないと、こういう議論なんじゃないかと、そこを整理して下さい。

岸部会長：はい。どうぞ。

森吉町春日委員：この法定協議会に入る前に、この今回の提案の中にあるようにね、任意協議会で話しをしているんですね、この事はね。ところが、その時は新庁舎を建てましょうという話しは一つもないです。ただ、新しい市の事務所は鷹巣町云々というのは、これ皆さんよろうということで、こう進んできた訳ですが、なぜ新庁舎を建てなければならないのか、山田さんが言ったように。合併の一番の目的というのは国からの仕送りがなくなるから、財政的にたたない、だから合併して行政効率を上げましょうということでしょう。恐らく4万2千人の庁舎を建てるとなればですね、70億、80億、100億位かかると思うんですよ。そういう新庁舎を建てなければ合併、事務が出来ないような合併を、私はおかしいと思うんですよ。もう一つこの前段としてですね、任意協議会では新庁舎建設の話は全くありませんでしたし、幹事会でもそういう話しないんですよ。これね、提案の仕方がおかしいんですよ、私に言わせると。事務局で作って、幹事会をすり抜けて町長のところに行って、4町長で決めてこれを提案してる、という手順を踏んでいる訳です。さっき会長が言いましたけどね、専門部会や担当のところでそれを積み上げてきて、幹事会を通して提案するという形にするべきで、そうでないやり方をしている訳です。この事務所の位置と名称についてはですね。

だから、こういうおかしい提案になったり、皆さんから疑問が出るのでありまして、いま山田委員が言ったように、庁舎を建てなきゃならないのかという議論が合意になってなければ、こういう提案ならないはずなんですよ。それからもう一つ、分庁方式じゃなくて総合支所方式ですよということも今初めて聞いて、これが同時に今決めなければならない提案ですよ。事前に説明全くないですよ。だから我々はこの間提案されたのを持って行ってですね、各町の議会で議論しましたが、そういう事の認識まったくないものですからね、その事を決めていません。もう一つ大事なのはですね、本庁があって今の役場は支所にしますよ、総合支所方式。それはそれで結構だと思うんですが、阿仁と森吉には現在も支所がある訳です。となれば、それも出張所扱いをどうするのかというのは、全く出てこないでしょう。そういう合意もなされないで、唐突な提案ですよこれは。そうした合意形成がないままの、こうした大きな提案というのは、私は納得できないですよ。いま決めてくださいというのは、乱暴な提案ですよ。

岸部会長：ちょっと待って下さい。事務局の方から流れを教えてください。はい、どうぞ。

合川町和田委員：私が豪華な総合庁舎を建てるのかということの発言をするということではないんですよ。そういう事ではない。とにかく今の新庁舎の問題については、調整内容がそうなってるんですから。仮のものでしょう、だからやっぱり申請する際には、どこにするかという事はちゃんと決めて、そしてやるべきではないかということで発言している訳です。なお、どういう方式にするかというのは、これからどんどん議論していかなければならないと。それは阿仁さんの意見のような考え方もあるけど、いやそうでなく単独でやるべきだという意見もあるでしょうし、そういう事についてはこれからの議論で深めていきたいというふうに思います。

岸部会長：その通りですね。今までの流れの説明をして下さい、幹事会を通しての。

事務局：今の11号、12号ですけれども、春日委員がお話した通り、4町長会談の中で協議内容が定められた訳です。その次の日に、各4町の幹事の方にこういうふうな形で話し合いました、とファクスで全部送っています。ということは、幹事会をその後すぐに召集する暇がなかった訳です。そのため、そういうふうな形での連絡をしながら、ご確認を得たということで提案した訳でございます。

岸部会長：はい、春日委員。

森吉町春日委員：あのですね、いきさつは今聞きましたが、非常に大事なことを手順を踏まない、合意を得ないでやることがおかしいんじゃないかと私言ってるんですよ。例えば新庁舎を建てるという合意もなされてませんし、それから総合支所方式なのか出張所の扱いだとか、全く議論されないまま、今日これ決めて下さいという出し方、おかしいんじゃないですか。

岸部会長：いや、これはですね、いま皆さんたちから意見を聞くんですよ、たたき台として出したのであって。それから幹事の皆さんたちにはファクスで出したと。その時には、特に反対意見はなかった訳です。だけど今の大事な方式ですね、いま春日委員の方からは総合支所方式とか出ていたけれど、それがいいかどうかという事を、これから皆さんどうぞ意見出して下さい。はい、どうぞ。

阿仁町山田(博)委員：これから何のために合併するかということになると、無駄な経費を省くためですよ。要は住民サービスを如何にしていくかということが、この合併の最大の課題な訳ですから、今はまずあるもの使うと考えればいい。まず新しい庁舎をつくるなんてのはね、将来的に財政状況が好転して余力が出来れば別ですけど、これはやっぱりこの議論から一つまず削除すべきじゃないか。あるものを使って、そこを本庁というのかな、その総合支所方式のなかの本庁にするという認識の中で考えていかないと、とてもその順序としては、事務的な手順の中では、これから何年か先にその本庁舎を建てるという事で申請してもそれは問題ないと思うけれども、そういう事じゃなくて、新しい庁舎を建てるなんてことは、やっぱりこの法定協の中では僕は必要ないという認識で。みんなの意見はどうか分かりますけども、その中で総合支所方式、要するに施設を十分に活用しながら、今までの住民サービスが低下しないような方向で、まず一つ業務遂行して頂きたいということを強くお願いしたいと思います。

岸部会長：はい分かりました、それは意見として賜ります。ですから、ここで何も新庁舎建設までのところで、どうも誤解してるようですけども、永久に建設しないかもしれない、というふうなことです。今の山田委員さんの意見は、永久にしない方がいいという意見のような事なんですけど、それもそれと一つの意見です。ただ、新庁舎をいつ建てるか建てないかの議論は、これからの訳ですね。はい、小林委員さんどうぞ。

阿仁町小林委員：新聞報道を見ますと、非常に法定協でいろんな混乱の事になっているのが、やはり新庁舎の位置を何処にするかという事と、ネーミングと在任特例なんですよ。この辺の議論については、この場で結論をあまり急ぐ必要はないと思います。いま山田委員から建てる必要ないって言っておりますけど、出来たらねそうして欲しいんですが、としますと庁舎の場所が特定されますね。今ある庁舎を使うということになりますと、利便性とかそういう点からして、どうやっても矛盾が出てきますので、私はやはり重要な議案だけに若干時間をかけて欲しいです。それからこの総合支所方式ですね、私はやっぱり現実に即応していると思います、現段階においては。来年の3月31日に合併して、みんな新しいところに引き上げたんでは、阿仁町は大変ですから。そういう点ではやっぱり理にあった判断と思ってますけど、問題が問題だけに若干この種の重要な議案は、時間をかけてほしいと思います。私ちょっと聞きたいのは、あのシミュレーションではですね、職員の数を将来は15%減員するとあるんですよね。その15%という規模、何人なっていますか。この資料見ますと、各庁舎の規模と役場職員の人数も書いてますので、それも一つの判断材料になると思いますので、15%減の職員の数とは何人になるのでしょうか。

岸部会長：はい分かりました。事務局の方で数字で答えて下さい。

事務局：議長、ちょっと時間をお貸し下さい。

岸部会長：そうですか。はい分かりました。まず、定年退職者の3分の1を補充で行くというふうなのが基本、というふうなことで進んでいるはずでございます。いま数字についてはちょっと待って下さいとの事なんですので、それではその数字が出るまでの間。はい、どうぞ。

森吉町桜井委員：森吉の桜井です。いま議長が、新庁舎については建てるかもしれないし建てないかもしれない、という発言をされましたけども、町長会議の調整内容では新庁舎建設までの間、というふうな文章になっているということは、建てることを前提としてのことだということふうに解釈するんですね。そうすると、新庁舎にかかるお金はどの位になるのかと、そういう当然議論もしていかないとね。建てる建てないの事については、OK サインを出す出せないという訳にはいかない、ということが出てくると思うんですよね。

岸部会長：あのですね、建てる建てないというのは、町長たちでは建てるか建てないか、全然話しになってないです。建てるか建てないかは、ここで決める事でしてですね、そういうふうな議論はしてないですよ、建てるか建てないというのは。ただ建つとすれば、それまでの間の事務所を、統括する事務所が必要な訳ですね。

森吉町桜井委員：そうしますと、やっぱりこの文章は任協でやったように、当分の間鷹巣町に置く、というふうな文章にしておく、と、誤解を招かなかったと私は思うんですけど。

岸部会長：分かりました、訂正致します。まだ数字出ませんか。他にございませんか。はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員：阿仁町の委員で、山田二人おりますので山賢でございます。この系統図を見ますと、合併するための桃色の素案だということふうに思わざるを得ない訳です。町村合併した場合に、行政機構を将来こうしたいという様なことをやりたい、合併当初はこうだけれど、将来はこうなるんだというようなことを、はっきりと住民に説明していかなければ、ただここに書いておるように、管内の住民サービス全般にわたる事務は現在の役場でやります。こういう様な認識で住民に納得させるということは、私は将来的には、こういうふうな形では持っていけないのではないかなと考えます。したがって、職員は阿仁なら阿仁の役場には何人の、何課には何人の職員を配置する。本庁には何人置く。しかし、それが将来的にはどういうふうになるかというふうな所まで見通しをしていただいた上で、住民に説明していくべきではないかな。それから、いま市役所を建てなければという意見があるけれども、一つ鷹巣町の役場の例を見ますと、現在でも車を置くところ全然ないですよ。あそこに74人の議員が集まるとしたって、それが出来るか出来ないかということも判断しなけれ

ばならない。やはり、駐車場のある程度スペースとった場所に、私は市役所の本庁というものはきちっと建てていかなければならないものではないかな。確かに経費の節減、建てなければ経費の節減になることは分かってますよ。けども、住民が果たして有料の駐車場に行き、市役所に用を足しに行くなんていうような事がないように、やはり為政者は考えて行かなければならないのではないかなと、私はそういう感じを持っております。

岸部会長：はい、いま市庁舎は建てるべきではない、というようなご意見が出てましたが、他にご意見ございませんか。事務局の方の数字は出ましたか。はい、どうぞ。

事務局：大変遅れて申し訳ございません。現在4町で550人の職員がおりますけれども、財政シミュレーションを作った時の経緯をお話ししますと、現在20年後まで退職する場合の町の職員は何人というふうなことがすでに分かっています。それで退職する年の3分の1を補充していった場合には、20年後には550人から378人になります。というふうな形で、合併しても極端には職員の人数は減らないという事でございます。

岸部会長：宜しゅうございますか。他にこの協議案件につきましてご意見ありませんか。はい、どうぞ。

阿仁町山田(博)委員：ちょっと本論からそれるかも分かりませんが、いま職員の定数のことが出ましたので、ちょっと聞くんですけどね。県内の合併云々の話しの中で大変素朴な疑問なんですけど、独立した町村でやっていかなければならないとすれば、単独で生きていくとすれば、相当の努力、経費節約しなきゃならないという議論するんですけど、合併しようとする町村から何にも出てこないですよ。そうすれば、例えばそんなに極端にですよ、独立町でやるところには地方交付税をどんと減らし、合併すればやるなんてそんな不公平なこと出来るはずないですよ。ということになると、そういう努力というのは何処でされるのかな。いま20年後の職員数を378人だと言うけれども、要するに4町が合併して、それなりの住民に対するサービスをするというのに、それだけの人員が必要なのか。そして、これの補助資料として出している職員数を見ますとね、これ職員数というのはこれはあれですよ、町長部局だけだと思うんですけども250ってないですよ。とするとあと、300人ぐらいは町が関連してくるところの、ということになるんだと思うんですけども。当然、それだって合併すればですね、業務委託だとかそれいろんな問題を、まさにそこに合併の目的というかメリットがあるのであって、それをどの辺までメスを入れていただけるのかなという感じがするんですけども。町長さんたちでは、そこをどういう認識でいますか。

岸部会長：職員数までは、別にまだ議論になっていません。これからの予定でございすけれど。皆さんたちから意見を聞いて、3分の1じゃ足りないもっと削れというご意見のように聞きますけど、どの位にすれば宜しい、この例えば4万2千の市だとですね。職員としてはどの位、それから広域なところですから、今までの4庁舎に対する配分とか、もしご意見があったら是非お聞かせ願いたい。はい、どうぞ。

森吉町春日委員：ただ今の議題はですね、事務所の位置とそれから総合支所方式なんですよね。こういう体制を取っていきたいということですよね。職員数とかっていつてますと、ちょっと飛躍して、勿論大事なことですけども、今の議題からちょっと離れてしまうんですよね。それで、今回提案の内容がはっきり分かったのは、新庁舎を建設という前提ではないよ、というようなことなんです。そうすれば、それ削除して、たとえば当分の間であるとか、そういうふうに訂正するのかどうか。

岸部会長：訂正しました、先ほどお話ししたように。

森吉町春日委員：正式にはしていませんね。

岸部会長：はい、そうです。

森吉町春日委員：それから、現在の庁舎が総合支所になる。ちょうど県でいえば振興局みたいな規模だと思いますし、そうでないといろいろ不便きたすので、それは私は結構だと思います。私がさっき言いましたように、森吉と阿仁には現在支所がある。それを出張所として残して貰わなきゃならないし、その議論が今まで全くなされていけませんので、それはどうなるでしょうか。

岸部会長：それは、事務局として何処に出てきますか。

事務局：組織機構の所でお話したいと思っております。

岸部会長：それはいつ頃出てきますか。

森吉町春日委員：今日はそこまで決めないということですか。総合支所方式だけに留める、そういう事ですか。

岸部会長：そういう事ですね。

森吉町春日委員：そこまで幹事会で話しあってるのかどうか、この原案が出る段階で。

事務局：議案が出る段階で、いわゆる事務所の位置ということに絞って議論したところですから、すぐには新しい役場というのは出来ない訳なので、4つの役場をどう使うかということを念頭にやりましたので、こういうふうになりました。そして今おっしゃいました出張所、現在の支所ですが。

森吉町春日委員：現在の支所です。支所があるわけですから、その扱いについては全く話し合っ

ていないということで。

事務局：まだ議論してございません。

岸部会長：他にございませんか。はい、松橋委員さんどうぞ。

合川町松橋委員：4つの違った町が合併するのですから、いろいろな障害や壁に突き当たるのがこれ当然の事で、議案そのものを通り越して本庁舎をいつ建てるか、その位置というようなことまで議論になっていますが、この議案の本質に戻って、まず一番人口密度の高い鷹巣町に、新しい市の基礎作りをしていくための事務所を置くというようなことの、まず原点に戻ってこの議案に賛成です。今後、本庁舎の問題とか、建設の位置とかという問題があろうと思います。勿論、これは大変な議論にもなっていくと思います。広域の中心でなければだめだという意見もあると思いますし。あるいはまた、人口密度、利便性、交通の便のいい方に寄っていいという議論もあると思いますので、それは今後の課題として、今はまずそういう基礎をつくっていくための事務所を鷹巣町に定めるというようなことで、私は本案を通すべきだという考えです。

岸部会長：ありがとうございました。他にご意見ないでしょうか

（「なし」の声あり）

宜しゅうございますか。そうすると、新庁舎というのは削って。ありますか、どうぞ。

阿仁町佐藤委員：事務所の位置、これは原案通りでいいとおもいます。さっき山田委員の発言がありましたけれど、場所がつまり駐車場含めて、規模的に庁舎も含めて対応できるかというご意見もある訳ですが、そこら辺が心配なわけですが、この事務所の位置に関する法令を見れば、いろいろ交通事情も含めた利便性ということも入っておる訳ですが、むしろ鷹巣の場合は我々から見れば、交通事情から見れば決して利便性ではないと、適当ではないと、したがって、ただ人口の集積とか産業、商業圏ですか、いろいろ都市型、町そのものが整備されてるという意味からいえば適当だと思いますが、その場合利便性というよりむしろ社会的立地条件が適合しているというような表現の方がいいのではないのかなと。これはまあ一応参考ですが。利便性ともなれば、半分以上は恐らく交通事情が入っていると思いますし、地方自治法では住民の利便に最も適合すると、これがこの法令の内容になっております。したがって我々考えるには、社会的な立地条件が整備されているという方がいいと思います。いずれ、原案については異議ございません。

岸部会長：はいありがとうございました。他にご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

分かりました。それではこの問題につきましては、そのところを訂正してですね、当分の間ということで、新市の事務所の位置は、当分の間、北秋田郡鷹巣町花園町に置くと。そのうちに、先程の小林委員さんが言ったようにですね、相手関係がいろいろ出てくると思う

んですね。そうなった時には、是非討議していかなきゃならないと思います。その時までは、とりあえず当分の間、このままでいきたいと思います。宜しくお願いします。それでは次の協議に入らせていただきます。協議の第 12 新市の名称について。事務局の方でご説明下さい。

事務局：17 ページをお開き願いたいと思います。新市の名称について、（名称の決定方法）というふうなことで、調整の内容については、新市の名称は公募を行った上で小委員会において絞り込み、協議会で決定するというふうな提案でございます。以上でございます。宜しくお願い申し上げます。

岸部会長：これも非常に大きな基本的な項目な訳でございますけども、どうぞご発言願いたいと思います。はい、どうぞ。

阿仁町佐藤委員：まず事務局の方に、これは 18 ページ内容ですが、仁賀保の決定方法、これは字が間違っております。

事務局：はいその通り、協議会委員でございますので、どうぞ驚異を協とご訂正願えればと。誠に済みません。

阿仁町佐藤委員：この名称につきましては、合併先進地と申しますか今までの例を見ますと、この市の名称が不調和の原因になりまして、暗礁に乗り上げると。したがって、この協議会を離脱するといったような例もあるわけでございます。私、いま要項を見ていますが、既存の町名を使用してもいいようになってますが、当然町名を除外するということは、民意を反映した募集方法にならないといった観点からいけば、結構なことだと思いますが、ただいま話した通り、前例を見ますと既存の町名が不調和の原因になっておる訳でございます。したがって、ここら辺を協議すべきではないかなと、これを見て考える訳です。それから、既存町名を使用しないということは、むしろ対等合併という主旨に準じるのではないかなと、こういうふうにも考えております。いずれどちらでも結構ですが、つまり不調和の原因にならないような方法だとすれば結構です。募集要項につきまして、もし事務局の方からの留意事項でもあれば、お伺いしたいと思います。

岸部会長：それでは説明して下さい。事務局の方で。

事務局：今のご質問ですけれど、協議第 12 号の名称の件です。これを決定すれば 13 号というふうな事ですけども、各委員のいろんなご意見等があると思いますので、それを順次、いっばいまず出していただきながら、どういうふうな方向で行ったらいいかというふうな事について、確認しながら進めていければということです。

岸部会長：それじゃ意見を出して下さい。はい、松橋委員さんどうぞ。

合川町松橋委員：名称募集の期間を、事務局ではいつ頃からいつ頃までと考えておるのですか。

岸部会長：はい、それを事務局の方で。

事務局：何月何日迄というのはまだ確定していませんけども、一応募集期間は各いろんな状況を見ても 30 日というふうな形では想定はしたいと思いますけども。

岸部会長：いつから 30 日ですか。いつ募集したいと。

事務局：27 ページの新市の募集要項の際にお話をしていきたいと思いますが、その前の形での協議をしていただきたいと。

岸部会長：分かりました。それでは募集の方法、どういうふうにするかというふうな事ですが、公募で皆さん宜しゅうございますか。

（「はい」の声あり）

それではその様にさせていただきます。それではその次の 13 号に、今の様な事が出てきますので、13 号について説明して下さい。

事務局：25 ページをお開きになって下さるようお願いします。いま公募ということでございますので、小委員会を設定しなければならない訳でございます。ということで、新市名称選考小委員会設置規程案というふうなのを説明したいと思います。第 1 条は設置と主旨です。第 2 条が所掌事務、第 3 条が組織。この小委員会の組織でございますけども、協議会の会長及び委員のうち、次のものをもって組織する。（1）は 4 町の長、（2）が 4 町の議会議長、（3）が 4 町の長が定めた学識経験を有する者各 1 名、計 12 名ということでございます。第 4 条が役員というふうになっております。そして第 7 条では報告ということで、委員長が小委員会における審議の過程及び結果について、協議会に報告するものとするというふうな概要です。それから 27 ページ、新市名称募集要項（案）でございます。募集するにあたってこういうふうな形でというふうな内容でございます。1 は募集の目的、そして 2 に公募の方法、ここでご協議いただきながら募集期間が決定されれば、それに合わせた形で公募をすると。それから（2）が応募資格、（3）が応募要件等、（4）が応募方法、（5）が公募の広報。それから、3 が選定の方法。4 が選考における留意事項。次のページの 28 の 5 が賞の贈呈というなかたちでの要項案でございます。先程、募集期間は 30 日というような事をお話し致しましたけれども、これを各委員のご協議でいろいろ出して貰い、これを各 4 町のそれぞれの住民の方々に周知徹底しながら、各町の広報にも掲載し、それから協議会だよりの発行も含めて、各町民の方に徹底するそういうふうな日程等もありますので、できれば 4 月 1 日の各町の広報、それから協議会だよりの関係には応募のハガキとか、そういう形を含めながら、住民の方に周知徹底して募集を進めたいというふうな状況でございます。ですから、4 月 1 日の一つの設定の時期と現在は考えておる状況でございます。どういうふうな形でやれ

ばいいのかということについて、審議していただきたいと思います。

岸部会長：分かりました。それでは皆さん 27 ページの選考小委員会設置規程案がございますけども、1 番の設置及び主旨、それから所掌事務については宜しゅうございますか。

（「はい」の声あり）

それでは、その次の組織についてご意見を賜りたいです。

（「異議なし」の声あり）

宜しいですか。はい分かりました。それでは 12 名の方たちが選考委員となっていくと、小委員会も宜しゅうございますね。

（「はい」の声あり）

それから会議も宜しゅうございますか。

（「はい」の声あり）

報告、庶務、宜しいですか。

（「はい」の声あり）

そうすると、設置規程につきましては、これを了承したというふうに受け取って宜しゅうございますね。

（「はい」の声あり）

それでは、その次の名称募集要項についてでございます。目的は宜しゅうございますね。

（「はい」の声あり）

方法につきましても今聞きましたが、資格、これはどうでしょう。宜しゅうございますか。小学生以上、はい、どうぞ。

森吉町春日委員：一人何点でもとなっていますが、果たしてそれでいいものなののでしょうか。

岸部会長：よくないというご意見のようでございますが、他にご意見ありませんか。何点でもというよりも、絞り込んで出せというふうなご意見、一人1点。はい、ご意見ありますか。宜しいですか。それとも。じゃ一人1点。はい、山田委員さんどうぞ。

阿仁町山田(賢)委員：これは小委員会を設けて審査される訳だけれども、この法定協は名前が決まるまでは一切関わりがないのですか。

岸部会長：その主旨からして、そうですね。

阿仁町山田(賢)委員：この要項から見れば、小委員会で全て決めて、この全体会には一つもかからないんですか。

岸部会長：最後の時にはかかります。

阿仁町山田(賢)委員：全体会議にかかるんですか。

岸部会長：最終的にはここに出てきて、皆さんの了承を得ないうちには出せないです。これはあくまで委員会ですから。それでは、一人1点というふうなことで宜しいでしょうか。確かに何百点も来ても困るんですけども。絞り込んで出すようにということで宜しいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、このところは一人1点ということに致します。直しておいて下さい。それから応募条件、これは宜しゅうございますか。

（「はい」の声あり）

応募方法につきましても、宜しゅうございますか。

（「はい」の声あり）

委員会の方では、候補作品 10 点ほどに絞り込んで持って来る訳ですね。協議会は絞り込まれた候補の中から、新市の名称を決定するというふうなことです。宜しゅうございますね。

（「はい」の声あり）

そうすると、その次の所で賞の贈呈とありますが、これはいかがでしょう。名付け親大賞は 10 万円、いかがですか。この賞につきまして、これくらいが妥当であると。いいですか。はい、山田委員どうぞ。

阿仁町山田(博)委員：額はまずそれで結構だと思うんですけども、名付け親と、仮に A 市と決めた応募した人が 10 人いますよね。そうすると、これから名付け親大賞はどういう方法で選ぶんですか。A 市という人が 15 人いたとすれば、その中からみんないるところで選んでその人にするとか、そこら辺を明確にしておかないと困るんじゃないでしょうか。

岸部会長：そこの②に、各賞の受賞の対象者が受賞数を越える場合は抽選により。

阿仁町山田(博)委員：抽選の方法です。

岸部会長：抽選の方法ですか。

阿仁町山田(博)委員：公式の場でやるのか。

岸部会長：分かりました。事務局で何か考えていましたか。

事務局：協議会の中で、箱を置いてそこで目の前で決定するというふにした方がいいかと。

（「はい、その方がいいです」という声あり）

岸部会長：はい、宜しいですか。はい、山田委員。

阿仁町山田(賢)委員：私はですね、同じ名前を投票される人が多いと思うんですよ。そうした場

合に、一人だけ 10 万円やるんじゃないなく、金額を 1 万円でも 5 千円でもいいですよ。そういうふうにして、私は応募された方に同じ名前を投票した人にお上げするような方法がですね。これ 10 万円というのは、名称を投票していただく誘いの案だと思うけれども、みんな町村合併に対しては感心を持っていますので、誘いかけられなくても自分が思う名前にハガキ 1 枚出せばいいのだから、数多く出して頂いた方がやっぱりいいんじゃないのかな。一人だけに 10 万円やるのは問題あると思います。

岸部会長：はい。今のご意見どうでしょう。

鷹巣町今野委員：応募方法に書いている中に、同じ名前であっても命名の意味の優秀なこれを付けて出すと、こういうふうなただ名前だけ出した、ちゃんとこういうふうについてる訳ですから、命名の意味または理由というふうなことで、その重み、意味合いというものもあると思う。

岸部会長：分かりました。意味をよく汲んだうえで、優劣を付けようというふうなこと。宜しいですか。

合川町和田委員：その時間を見なきゃならない面もあると思うので、一つその状況によって判断が難しい場合は、また相談すればよくないか。

岸部会長：分かりました。ここの抽選を訂正しておきますか。抽選によりというふうなところでなくて。和田さんたちの意を汲んで、中身も検討しまして皆さんたちに出すと。はい、どうぞ。

森吉町桜井委員：いま中身の検討もいいと思うんですけども、あまりややこしいことはやらない方が良くと思います。私はこの原案の通りでいいと思います。

岸部会長：今、あまり面倒くさいことをしなくてもいいんじゃないか。名前がよければ、その中で抽選したらどうかと。同じ名前であればというふうなことですけども。宜しいですか、皆さん。今野委員さん宜しいですか。

森吉町春日委員：それから、この委員は対象外ですよ。

岸部会長：出してもいいんじゃないですか。だめですか。

森吉町春日委員：出してもいいけど、賞の対象外でしょうと。

岸部会長：そうですか、そういう事にしましょう。出す資格はあります、ただし受賞の対象外にすると。抽選して当たったときは、外れていただくということに致したいと思います。宜し

ゅうございますか。それでは、他にこの項に関しましてないでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、その様に決定させていただきます。

阿仁町山田(博)委員：5の④はいらなくなりますね。

岸部会長：そういうことになります。今日の予定した案件は、お陰様で全部終了致しました。事務局の方から、次回の協議案件につきましてご説明下さい。

事務局：それでは今日お渡し致しました協議第14号、15号、16号と書いて、本日提案と書いてある資料を、一つご覧になって下さるようお願いしたいと思います。2ページをお開き願いたいと思います。財産の取扱いについて、でございます。これにつきましては、地方自治法施行例において、市町村の合併等があった場合においては、新しい市にその事務を継承するようように定めております。任意協議会における調整素案と致しましては、各町の財産については原則として新市に引き継ぐものとしますが、各町の特殊事情もあることが予想されるため、十分に考慮しながら法定協議会の中で決定するということであります。今回の調整内容と致しましては、4町の所有する財産（権利、債務を含む）は、すべて新市に引き継ぐものとする。ただし財産区等、地元との調整が必要な事項については、別途提案するというふうなことでございます。財産の取扱いに対する基本的方針についてご協議いただくものでございます。ただし、財産区等の取り扱いについては現在検討調整中でありますので、次回以降に提案したいと思っております。それでは資料の説明で2ページでございますけど、2ページは主な財産の現況でございます。大きく財産と債務に分れておりまして、財産につきましては公有財産、物品、債権、基金ということで、各町の現況数値を記載しております。債務につきましては、地方債・企業債残高、債務負担行為による支出予定額ということで15年度の決算見込みで記載しております。2ページの下段に表す通り、今後の行財政運営により合併時までに変動する事がございます、ということでございます。3ページは財産区の状況でございます。4ページは行政財産の状況でございます。土地建物で区分して各町の内容を記載してございます。続いて5ページでございますけれども、5ページは公共施設等の状況、4町の状況です。6ページは普通財産の状況ということで、先程と同じく土地、建物と区分して、各町を記載しております。7ページは有価証券でございます。現在、それぞれ町の有価証券の関係についての表でございます。下の8ページは出資等による権利（出資金）も含んでおります。こういうふうな状況でございます。次のページの9ページですけれども、出資等による権利（出損金）でございます。その下が公用車両、各町の現在の公用車両を記載しております。次の11ページですけれども、債権（各種貸付金）について記載しております。下の12ページは基金です。現在の4町の基金の状況を明示しております。次のページは13ページは地方債・企業債残高、それから下が債務負担行為額でございます。14ページは県内の事例等でございます。とこういうふうな財産等がありますので、これの取り扱いについてご提案申し上げながら次回でご協議なるというふうな事でございます。宜しくお願いしたいと思います。それでは協議第15号の議会の議員の定数及び任期の取扱いでございま

す。16 ページは調整の内容でございます。これはあくまでも決定方法の確認ということで、議会議員の定数及び任期について、その提案方法も含め調査・検討し、合併協議会で決定するというふうな調整の内容でございます。下の方が現在の現況でございます。17 ページ、18 ページというのが新設合併の場合の議員定数、18 ページが定数特例制度を適用した場合というふうな資料でございます。19 ページが在任特例制度適用した場合、20 ページの場合は議員定数・在任特例を適用した場合の議員定数について、それぞれ設定しております。21、22 というのが資料でございます。選挙区関係の資料です。23 ページ、24 ページは全国の状況でございます。25 ページは県内の法定協議会の調整内容を記載した状況でございます。それから 28 ページは、協議第 16 号であります。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、決定方法の確認ということでございます。調整内容は農業委員会委員の定数及び任期についてはその提案方法も含め調査・検討し、合併協議会で決定する。下の表は現在の 4 町の状況でございます。29 ページは農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い(新設合併の場合)ということでございます。新設合併ということに致しましたので、この場合適用は①、②、③、④、⑤のそれぞれ 5 つの方法があるということでございます。30 ページは、この定数及び任期の取扱いに関わる選択肢というふうなことを、それぞれ記載しております。31 ページというのが合併後 2 以上の農業委員会を設置した場合、こういうふうな形の(1)の従来の区域と異なった区域毎に委員会を置く場合。それから(2)が合併後従前の区域通りに複数の農業委員会を設置する場合の特例というふうな内容です。32 ページは法令関係の抜粋です。33、34 も法令関係の抜粋です。それで 34 ページですけども鷹巣、合川、森吉、阿仁それぞれの 4 つの設定した場合に選挙なり、いろいろ委員の定数の基準がいろいろありますけども、区分に 1、2、3 があります。それによると、各面積それから区分の内容を合わせたところ、2 の「1 の項目及び 3 の項目に挙げる農業委員会以外の農業委員会」ということで 30 人以下に該当するというふうなことが示されております。35 ページ、36 ページは法令と各関係の先進地の状況でございます。以上 3 つの協議案でございますので、宜しくお願いしたいと思います。

岸部会長：それでは、この資料についてご質問がありましたら。まず第 14 号の協議案件につきまして、今日ご協議する訳でないので、宜しくお願いします。はい、春日委員さん。

森吉町春日委員：これまでの各町の投資効果を評価するために、バランスシートをどうか出して貰いたい。各町で作っているはずですが、バランスシートを是非 4 町分出してもらいたいです。

岸部会長：分かりました、事務局の方で出来ますね。委員の皆様を送付するという事に致します。他にございませんか。14 号につきましては、宜しいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは 15 号につきまして。宜しゅうございますか。

(「なし」の声あり)

それでは 16 号につきまして、何かございませんか。宜しいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、事務局の方宜しいですか。

事務局：ありません。

岸部会長：特にないそうですので、14号についてだけ各町のバランスシートを示して欲しい。これは郵送する事にして。

事務局：各町の方に確認しながらやっておきます。

岸部会長：それでは、これで今日の案件につきましては。はい、小林委員さんどうぞ。

阿仁町小林委員：次回の法定協の日程が、もし決まっていたら。

岸部会長：それは今これからやります。それでは次回の日程につきまして、事務局の方から。

事務局：次回の開催日について、でございます。鷹巣町、合川町の町議会選挙が3月28日に行われます。選挙後4月の7日から10日の間に臨時議会を招集した場合、それ以降の週の4月の12日から16の間あたりに、第3回協議会を開催したいと考えています。いずれ各2町の臨時議会の開催状況もありますので、現段階では決定しておりません。いずれ各議会の状況と併せまして、確認次第ご通知するという事で宜しいでしょうか。

岸部会長：宜しゅうございますか。4月の第2週の頃というような事でございますので、調整して早めにお知らせ致します。順番に回っておりますので、この次の場所は森吉町になります。事務局どうぞ。

事務局：いま確認しましたところ、森吉町以外はバランスシートを作っていないようでございますので、ご了解頂きたいと思えます。

（「総務省では、作りなさいという指導でしょう」という声あり）

いま各町に確認したところ、森吉町以外はないという返事を頂きました。

岸部会長：春日委員さんどうしましょうか。森吉町だけ出す訳にもいけないので、出さないことにいたします。それでは本日の会議第2回となりましたけれど、非常に和気あいあいの内に終わったような気がします。はいどうぞ、春日委員さん。

森吉町春日委員：その他があるので、お尋ねします。電算の統合基本計画の840万、これは15年度の主たる事務関係の事業だと思うんです。これが出来ないと16年度予算と関連するものですから、現在どの程度進んでいるかものか、事務局にお伺い致します。

岸部会長：事務局の方から。

事務局：電算の関係ですけれども、現在プレゼンテーションした6業者を絞りながら、実際のものを見ていただくために、幹事会の中で2社から3社を選んで、そしてデモンストレーションをやった後、選考委員会を開いて絞り込んで決定していこうということですが、まだデモンストレーション行っておりません。絞り込みの途中でございます。

岸部会長：はい、どうぞ。

森吉町春日委員：プレだけだと簡単ですが。デモンストレーションが一番大事なもんですから。これが出来ないと各町の来年度予算、財政のやりくりから含めて関連ある訳です。是非、一つこれ急いで貰わないと。電算システムは、このままのタイムスケジュールで行くと、恐らく17年4月1日に間に合わないくらい遅れているんですよね。本来であれば、プレからデモまで3カ月かかるのを、1カ月でやろうとしているんですから。これ、本当に急いでやって下さい。

岸部会長：はい、檜森委員さん。

鷹巣町檜森委員：いま、電算の事について話がありましたので併せて。いま世の中では、既に合併をされた市町村のソフトを4～5ヵ所まとめて発注したものを、安くいいものを使っておるといのが、いま世の中の現状であります。プレゼンテーションをお互いに提案してもらうことも結構な事でもありますけども、実に3,300市町村があるにも関わらず、何処もかしこも改めてソフトを組むという、バカ高いものになってる訳です。ですから、いま既存のソフトが完結している町村から、10分の1の価格で買える訳です。ですからプレゼンテーションというより、既存のところのどこのソフトが、この新しいまちに合うのかということを考えると、コストは大体10分の1位になると思うんです。それから、時間の関係もそんなにいろんな項目がある訳ではないですから、市町村の場合には、ソフトに埋め込まれるものは決まっておりますので、こんなにガタガタすることはなくて、既存の市町村が上手く運営をして使われているソフトを、改めて見比べてみるというのが、私は寛容でないかなと思うんです。恐らく、今プレゼンテーションされてる10分の1で出来る筈でありますから、その辺も改めて考えてみていただければありがたいです。

岸部会長：ありがとうございました。十分に今の意見を配慮して、出来るだけ安く効率的に出来るようにお願い致します。それでは他にございませんか。それでは、熱心にご討議いただきまして、本当にありがうございました。次回は4月になる訳でございますけれども、また元気に勉強して来ていただいて、議論を進めたいと思います。ありがうございます。

閉会 13:53

上記のとおり、第２回鷹巣阿仁地域合併協議会の議事経過及びその議事録を作成し、出席委員２名署名捺印する。